(第1面)

### 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6 月 17日

甲府市長 樋口 雄一 殿

### 提出者

住 所 山梨県甲府市富士見1-1-1

氏 名 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 院長 小嶋裕一郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-253-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院
事業場の所在地	山梨県甲府市富士見1-1-1
計画期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日

# 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

「該事業場において現に行っている事業に関する事項 							
①事業の種類	一般病院						
②事業の規模	6 4 4 床						
③ 従 業 員 数	1550人						
<ul><li>④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程</li></ul>	院内収集運搬は飛散・流出がないようにカートにて指定の場所 へ運搬し、施錠保管する。 委託業者による収集運搬・処分を行う。 マニフェストの確認。 ※他 別紙のとおり						

(日本産業規格 A列4番)

特別	」管理産業廃棄物の処		制に関す	-る事項			
	(管理体制図)						
	別紙のとおり						
	20111190 42 C MO 2						
性兒	    管理産業廃棄物の抜		る東頂				
147)	1百年座未先来初 少版	T					
		【前年度(	令和6				_
		特別管理産業廃棄	物の種類	感染性廃棄	物	引火性廃消	Ħ
		排出	量	459	t	1. 56	t
	①現状	(これまでに実					
		一般廃棄物と産 検査薬・診療材					
			,, ,				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄	物の種類	感染性廃棄	物	引火性廃油	Н
		排出	量	450	t	1. 5	t
	②計画	(今後実施する	予定の取	(組)	I		
				けて、更なる分	別の徹底及	及び検査薬・診療	療材料
		の適量使用を行	り。				
特別	    管理産業廃棄物のタ	<u> </u>	·				
		(分別している	特別管理	産業廃棄物の種	類及び分別	川に関する取組)	)
	①現 <b>状</b>	感染性廃棄物と					
		鋭利なものとそ	V.71世 V.74%	10万区为1			
		(今後分別する <sup>-</sup>	予定の特点	別管理産業廃棄物	かの種類及	び分別に関する	ろ取組)
	②計画	現状維持	• VE -> 14)			( MI ) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D -[/// 11/
	②計画						

っ行う特別管理	産業廃棄物の再生利用に関する事	事項	
	【前年度( 令和6年	三度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取約	且)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
2計画	(今後実施する予定の取締	且)	
行う特別管理	産業廃棄物の中間処理に関する事	事項	
	【前年度( 令和6 年度)	実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取約	且)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画		<u>l</u>	
	「一位大地する」たの状態	н. /	
İ			

	産業廃棄物の埋立処分に関する事	項			
	【前年度( 令和6年	度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄	物	引火性廃油	1
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量		t		t
①現状	(これまでに実施した取組	1)	•		
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄	物	引火性廃油	1
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量		t		t
②計画	(今後実施する予定の取組	1)	•		
特別管理産業廃棄	物の処理の委託に関する事項 【前年度 ( 令和 6 年	度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄	物	引火性廃油	1
	全処理委託量	459	t	1. 56	t
	優良認定処理業者への				
	処 理 委 託 量	459	t	1. 56	t
		459	t	1. 56	t
①現状	処 理 委 託 量 再生利用業者への	459		1. 56	
①現状	<ul><li>処理委託量</li><li>再生利用業者への</li><li>処理委託量</li><li>認定熱回収業者への</li></ul>	459 459	t	1. 56 1. 56	t
①現状	処理 委託 量再生利用業者への処理 委託 量認定熱回収業者への処理 委託 量認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への	459	t t	1. 56	t t
①現状	処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	459	t t	1. 56	t t
①現状	処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	459	t t	1. 56	t t
①現状	処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	459	t t	1. 56	t t

(第5面)

		[ ]	標】				щ			
		特別	管理産業	<b>É廃棄</b>	物の種	重類	感染性廃	棄物	引火性廃剂	曲
		全	処 理	委	託	量	450	t	1.5	t
			優良認定 処 理	至処理 委	.業者 ^ 託	への 量	450	t	1. 5	t
			再生利 処 理		達者へ 託	への 量		t		t
			認定熱[ 処 理		業者^ 託	への 量		t		t
(4)	2計画		認定熱回 熱回収を 処 理	行う	者以夕 業者~ 託	トの への 量	450	t	1.5	t
		現状	後実施:維持							
電子情報処理組織の使用 に関する事項			特 別 排	管 ヨ	理 産 出 フェニル	業ル廃棄	年度)実績】 廃 棄 物 量 物を除く。) 組等)			t
(二)	心事項									
*	事務処理欄									

#### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 概要書

令和7年度 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院

# 1. 施設の概要

(1)名 称

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院

(2) 職員数

1,550人

(3) ベッド数

644床

(4) 院内建物配置図

(図1参照)

(5) 特別管理産業廃棄物処理フロー図

当院で発生した特別管理産業廃棄物は、すべて直接委託による処理を行っている。 (図2参照)

## 2. 特別管理產業廃棄物管理組織

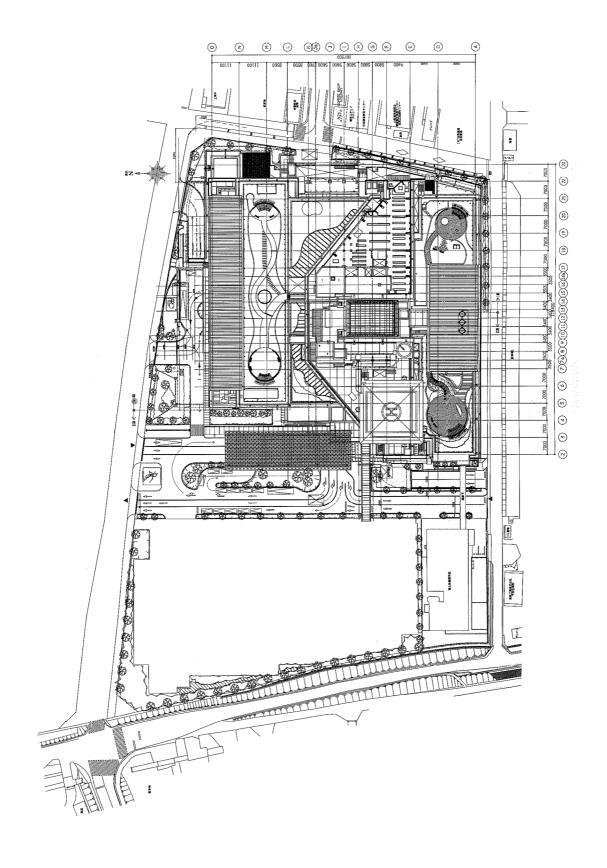
(1)管理組織図

(図3参照)

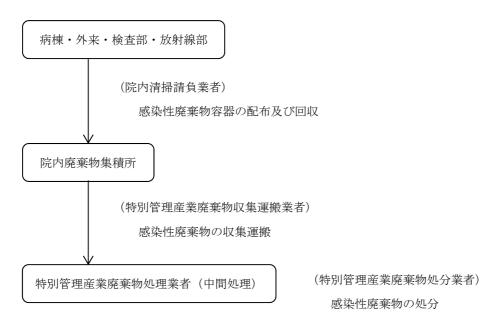
(2) 管理責任者及び、その役割

特別管理産業廃棄物管理責任者	山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎
	(役割)
	・特別管理産業廃棄物処理計画書の策定
	・職員に対する必要な知識の教育

企画経理課	施設管理担当	(役割)
		・特別管理産業廃棄物処理計画書の作成
		・業務委託契約の締結、監督
		・マニフェスト、確認、管理
		・その他の関連事項



### (図2・特別管理産業廃棄物収集運搬及び、処理フロー図)



# (図3・管理組織図)

